

利用にあたって

1 調査方法

・国勢調査…「統計法」に基づいて、平成27年10月1日現在における、本邦内に常住している（当該住居に3ヶ月以上にわたって住んでいるか、または住むことになっているもの。住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。）について調査したものです。

・推計人口調査…「熊本県推計人口調査要綱」に基づいて、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの1年間の人口動態を取りまとめたものです。

この報告書における人口、世帯数及び年齢3区分別人口は、平成27年国勢調査による数値（確定値）ですが、第3表については、平成22年10月1日実施の国勢調査による人口及び世帯数を基準とし、住民基本台帳法及び外国人登録法等に基づき県内市町村ごとの出生・死亡・転入・転出者数等を加減して推計したものです。

2 転入・転出者数について

本調査では、県内市町村間の移動者が転出届を提出してから転入届を提出するまでにタイムラグが生じるため、県内への転出の場合は転入があった時点で処理をしています。

なお、県外転入・転出の場合はそれぞれの届出があった時点で処理をしています。

3 総務省統計局の各年「10月1日現在人口推計」と熊本県推計人口調査による推計人口の相違

総務省統計局では、毎年10月1日現在で全国及び都道府県別の人口推計を行なっています。総務省の推計も熊本県推計人口調査による推計も、いずれも平成22年国勢調査の人口を基準としていますが、人口増減数の算出において、総務省の推計では総務省統計局の「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省の「人口動態統計」等、国の各種統計値を用いて全国的に算出しているのに対し、熊本県推計人口調査においては、市町村から報告される出生・死亡・転入・転出者数等のデータを集計しているため、両者の数値は一致しません。

4 用語の説明

出生者 : 出生届により住民票の記載をした者

死亡者 : 死亡届及び失踪宣告により住民票を削除した者

転入者 : 転入届により住民票の記載をした者

転出者 : 転出届により住民票を削除した者

その他（転入者） : 国外移動者及び転出を取り消した者、転入届がないために住民票の職権記載を行った者

その他（転出者） : 国外移動者及び転出届がないため住民票の職権削除を行った者

人口動態 : 自然動態・社会動態の和による人口の変動

自然動態 : 出生・死亡による人口の変化

社会動態 : 転入・転出による人口の変化

出生率（‰） : 出生者数/H27年の総人口×1000

死亡率（‰） : 死亡者数/H27年の総人口×1000

人口増減率（％） : $(H27年の総人口 - H22年の総人口) / H22年の総人口 \times 100$

自然増減率（‰） : 自然増減数/H26年の総人口×1000

社会増減率（‰） : 社会増減数/H26年の総人口×1000

年少人口指数（％） : $0\sim14歳人口 / 15\sim64歳人口 \times 100$

老年人口指数（％） : $65歳以上人口 / 15\sim64歳人口 \times 100$

従属人口指数（％） : $(0\sim14歳人口 + 65歳以上人口) / 15\sim64歳人口 \times 100$

老年化指数（％） : $65歳以上人口 / 0\sim14歳人口 \times 100$

5 その他

(1) 統計表の構成比は四捨五入してあるので、100とは必ずしも一致しません。

(2) 年齢別人口（国勢調査年次を除く。）については、国勢調査結果を基にして算出していますが、国勢調査では年齢不詳人口が含まれているため、推計の前段階として年齢不詳人口を各年齢階級の総人口に占める割合に基づいて按分したものを基礎数として算出しています。

(3) 統計表中の符号

▲ 負の値を示す

— 該当数字がないもの